

**城沼漁業協同組合及び古城沼漁業協同組合遊漁規則**  
**(共第14号第五種共同漁業権)**

(目的)

第一条 この規則は、城沼漁業協同組合及び古城沼漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第14号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（コイ、フナ、ウナギ、モツゴ、ワカサギをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、期間1年の遊漁の場合は遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十一条に規定する場合を除き、期間1年の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十一条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水産動物	期 間
コ イ フ ナ ウ ナ ギ モ ツ ゴ	1月1日から12月31日まで
ワ カ サ ギ	6月1日から翌年3月31日まで

(漁具漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具漁法	規 模
手 釣	1人につき1本
竿 釣	1人につき2本・長さ7m
四つ手網	1人につき1統・幅及び長さ2m・網目は15cmにつき13節
釜(網うけ)	1人につき5統・幅30cm長さ50cm・網目は15cmにつき16節

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 漁具漁法	イ水産動物	ウ 区 域	エ 期 間
夜釣・夜網	全魚種	漁場全域	1月1日から12月31日まで
四つ手網	全魚種	古城地区	1月1日から12月31日まで
釜(網うけ)	全魚種	古城地区	1月1日から12月31日まで

3 前項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。

4 前項の制限は、組合の掲示場に掲示し、公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
郷谷公民館南城沼左岸の目印の地点、同所から左岸東(下流)へ約150mの目印の地点、及びこの目印の2地点から各々約150m沖合の目印の2地点の計4地点で囲まれる150m四方の水域	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
コイ	20cm以下
ウナギ	30cm以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料については次表のとおりとし、別表の遊漁証取扱所又は当該遊漁する場所において納付するものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣	1日	500円
		1年	8,000円
全魚種	四つ手網 筌(網うけ)	1日	500円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
小学生	全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣	1日	無料
中学生及び身体障害者				200円

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

○平成25年9月1日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-3号

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第143条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

別 表 遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在 地	電話番号
1	組合事務所	館林市花山町3252番地	0276(73)7800